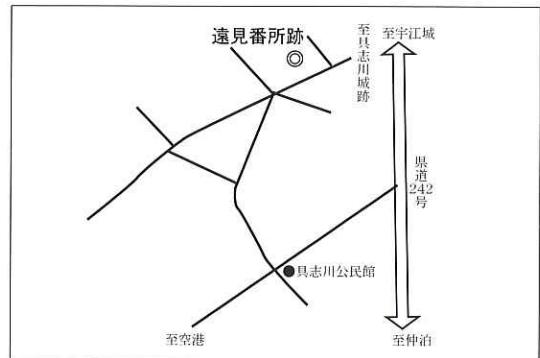




遠見番所跡

指定名称 遠見番所跡 (町指定史跡)
所在地 久米島町字具志川
指定年月日 昭和49年4月26日
(旧具志川村指定)
所有者 久手堅 太郎

遠見番所は、唐船や異国船を監視させるため、尚賢王時代（1641～47）に設置された。具志川間切には、西銘と具志川に遠見番所が置かれた。1力所に2人ずつ昼夜三交代で立番させ、渡唐船や異国船の通行、寄港の状況を両間切の在番や大和横目及び蔵元へ報告させた。（渡唐船の場合は、渡唐から帰唐までの状況を王府へ報告）在番から渡唐船寄港の報告を受けると、在番は各村々へ急報し、道の辻々で鼓を打たせ、番所にはムシロ旗を引き掲げ、各役人や人夫は各自の任務についた。



帰唐船の遠見番は厳重で、毎年5月1日から帰唐船の来航まで立番の外に間切役人2人、人夫2人、馬1頭を毎日詰めきりで勤務させた。唐船（御冠船）が来航すると前記のように行動させ、両間切役人8人、人夫8人の係員は宇佐嶺崎（堂崎）へ急行し、ノロシ台に火をたて煙を上げて渡名喜の遠見番に知らせ、渡名喜、座間味、渡嘉敷、前島、小禄経由で次々にノロシを上げて首里王府へ通報する仕組みになっていた。

遠見番所跡には、十二支の文字を刻んだ方位石が残されている。